# AIええやん協会 会則（案）

## 第1章 総則

* 第1条（名称）

本会は「AIええやん協会」（以下「本会」という）と称する。

* 第2条（所在地）

本会の事務局は、Fulfill株式会社（大阪市）内に置く。

* 第3条（目的）

本会は、生成AIをはじめとするAI技術の理解と活用を社会に広げることを目的とし、企業・自治体・教育機関の連携によりAIの社会実装を加速することを目的とする。

## 第2章 事業

* 第4条（事業）

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
1. AIええやん宣言の推進および運用  
2. AI/DXに関するウェビナー・勉強会・交流会の開催  
3. 会員企業間のネットワーキング・共同事業の推進  
4. 広報・啓発活動（マップ掲載・SNS発信・PR支援等）  
5. セキュリティ宣言や資格制度の認定  
6. その他本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

* 第5条（会員の種別）

本会の会員は以下のとおりとする。  
- 正会員：本会の目的に賛同し、主たる活動主体として参加する法人  
- 個人会員：個人として活動に参加する者  
- 賛助会員：本会の事業を支援する法人または個人  
- パートナー会員：共催・協業等を行う外部団体

* 第6条（入会・退会）

1. 本会への入会は所定の申込書により理事会の承認をもって認める。  
2. 会員はいつでも所定の退会届を提出することにより退会できる。

## 第4章 役員

* 第7条（役員の種類と構成）

本会に以下の役員を置く。  
- 会長（理事長）：1名  
- 副会長：若干名  
- 事務局長：1名  
- 理事：若干名  
- 監事：1名

* 第8条（役員の職務）

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。  
2. 事務局長は、事務全般の管理・運営を担当する。  
3. 理事は会の運営に必要な各種事業を企画・実施する。

## 第5章 会議

* 第9条（会議の開催）

1. 通常総会は年1回開催する。  
2. 臨時総会は会長が必要と認めた場合または理事の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

## 第6章 財務

* 第10条（財源）

本会の財源は以下による。  
- 年会費・入会金  
- 協賛金・寄付金  
- 事業収益  
- その他収入

* 第11条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 雑則

* 第12条（規約の変更）

本規約の変更は、総会の議決を経て行う。